

関東信越税理士会  
熊谷支部 11月例会次第

日時 令和3年11月8日(月)  
午前10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- |               |                        |   |               |
|---------------|------------------------|---|---------------|
| (1) 10月 7日(木) | 例会・署との協議会              | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (2) 10月 7日(木) | 研修会(関東信越税理士国民健康保険組合主催) | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (3) 10月28日(木) | 大里地区租税教育推進協議会役員会       |   | リモート          |
| (4) 11月 2日(火) | 浦和支部創立70周年記念式典及び記念講演   |   |               |
| (5) 11月 5日(金) | 正副支部長・地域長会議            | 於 | ロイヤルパインズホテル浦和 |
| (6) 11月 5日(金) | 綱紀監察協議会                | 於 | 熊谷市立商工会館      |
| (7) 11月 5日(金) | 書面添付協議会                | 於 | 熊谷税務署         |
| (8) 11月 5日(金) | 熊谷税務署との協議会             | 於 | 熊谷税務署         |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 11月 8日(月)午前10時30分～11時30分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 県北ブロック研修会  
日時 11月 8日(月)午後1時00分～5時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「小規模宅地等の再確認と配偶者居住権との関係」  
講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
- (3) 法人会年末調整セミナー  
日時 11月10日(水)午後1時30分～3時30分  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 三者懇談会・熊谷税務署長講演会  
日時 11月11日(木)午後1時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 第31回学術研究討論会  
日時 11月12日(金)午後12時30分～4時40分  
場所 Gメッセ群馬 メインホール
- (6) 法人会年末調整セミナー  
日時 11月17日(水)午後1時30分～3時30分  
場所 埼玉グランドホテル深谷
- (7) 「税を考える週間」税理士による電話相談  
日時 11月17日(水)  
場所 電話相談

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

旭日双光章 本塚雄一郎会員  
旭日小綬章 大久保 毅準会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

【税理士法人設立】

税理士法人 yours 村田克也・久米真理子  
〒360-0012 熊谷市上之3023-3  
TEL 501-5001

【退会】

萩原 篤 (令和3年10月31日 業務廃止)

熊谷支部現在会員数 166名

6. 次回例会予定

日時 12月8日(水) 午後 4時00分～ 署との協議会  
午後 4時30分～ 例会

場所 ホテルガーデンパレス

7. 次回研修予定

日時 12月8日(水)午後2時00分～2時50分 税理士法  
午後3時00分～3時50分 書面添付

場所 ホテルガーデンパレス

講師 熊谷税務署 保坂副署長 岩崎総務課長

単位 2単位

\*バス 午後1時40分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zei パスワード szeikyo3111

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

\*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年11月現在)

|      |          |           |
|------|----------|-----------|
| 1月例会 | 1月13日(木) | 午前 9時30分～ |
| 2月例会 | 2月 8日(火) | 午前10時30分～ |
| 3月例会 | 3月24日(木) | 午後 2時00分～ |

\*予定ですので変更になる場合もあります。

\*例会ご出席の際には各自で検温の上、ご来場ください。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和3年11月8日  
10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ
- 4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和3年度「税を考える週間」について (総務課)  
別添「税を考える週間～関東信越国税局長からのメッセージ配信～」

期間：令和3年11月11日（木）～17日（水）

今年のテーマ：「暮らしを支える税」

11月11日（木）～17日（水）は、「税を考える週間」です。

国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただく

ため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様にも国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

なお、本年も、YouTube「国税庁動画チャンネル」に税を考える週間に向けての「関東信越国税局長メッセージ」を動画配信していますので是非ご覧ください。

また、熊谷税務署では、各市町の庁舎及び八木橋デパートにて「税についての作文・標語等の展示」を予定しております。

## (2) 令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）について

(管理運営部門)

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| イ 納期限              | 令和3年11月30日(火) |
| ロ 振替納税利用者の振替日      | 令和3年11月30日(火) |
| ハ 振替納税未利用者への納付書送付日 | 令和3年10月下旬     |
| ニ 減額申請書の提出期限       | 令和3年11月15日(月) |

令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納期限（振替納税利用者の振替日）は11月30日です。

振替納税利用の関与先等に対しまして、前日までの残高確認をご指導いただきますようお願いいたします。

振替納税を利用されていない方につきましては、10月下旬に納付書を発送しておりますので、お送りした納付書に基づき納期限までに納付していただくようご指導願います。なお、口座振替依頼書を同封しておりますので、振替納税の利用勧奨についてもお願いいたします。

また、廃業、休業、業況不振などの理由により、予定納税額の減額申請書を提出する場合は、11月15日までにご提出ください。

## (3) 自宅等からのe-Tax・スマホ申告の推進について

(個人課税部門)

本年も自宅からのe-Tax・スマホ申告の推進に取り組んでおり、国税庁ホームページでも随時情報提供をさせていただきます。

また、従業員の皆様に対し、事前のマイナンバーカード取得とご自宅での「確定申告書等作成コーナー」を利用した作成を働き掛けていただくよう大規模事業所等へお願いする予定です。

税理士会熊谷支部の先生方におかれましても、関与先法人等に対しまして、従業員の方への「確定申告書作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax・スマホ申告に係る周知等を行っていただきますようご協力をお願いいたします。

(4) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 無料申告相談の日程等について (熊谷署)

場所：キララ上柴 (アリオ深谷) 3階「ハナミズキ」

期間：令和4年2月16日(水)～3月3日(木) 11日間

人員：延べ73人

※ 前年同様の対応を予定。

ロ 電話相談による申告相談業務 (関信局)

期間：令和4年1月19日(水)～3月15日(火)

人員：延べ1,620人

ハ その他

税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣方式による申告相談においては、代理送信によるe-Taxの利用をお願いいたします。

なお、国税局から操作マニュアル等が届きましたら、連絡いたします。

(5) 相続税e-Taxに係る個別勧奨等について

(資産課税部門)

相続税のe-Taxについては、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」を踏まえ、令和3事務年度の国税庁実績評価における相続税の申告手続のオンライン利用率の目標値が30%に定められているところ、相続税申告は税理士の関与割合が高く、税理士の皆様にご利用いただくことが、相続税e-Taxの普及・拡大に直結するものと考えております。

つきましては、今後、関与される相続税の申告は、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、相続税の申告に関与したことがある税理士及び税理士法人を対象に、個別に勧奨させていただくことがございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、相続税のe-Taxに関するパンフレット等が国税庁HPに掲載されておりますので参考にしてください。

【掲載場所】「国税庁HPトップページ」⇒「刊行物等」⇒

⇒「パンフレット・手引」⇒「電子申告等関係」

○「相続税申告はe-Taxをご利用ください！」(令和3年7月8日)  
9月の例会で交付済

○「相続税申告書の代理送信等に関するQ&A(令和3年10月)」

(6) インボイス制度に関する署主催説明会の実施について (個人・法人課税部門)

署主催のインボイス説明会を次のとおり開催しますので、ご承知願います。

| 開催日時                              | 場所        | 定員   | 留意事項                      |
|-----------------------------------|-----------|------|---------------------------|
| R3. 11. 18 (木)<br>10 : 30～11 : 30 | 別館 2 階会議室 | 20 人 | 要事前登録<br>(11/16 の 17 時まで) |
| R3. 11. 18 (木)<br>15 : 00～16 : 00 | 別館 2 階会議室 | 20 人 | 要事前登録<br>(11/16 の 17 時まで) |
| R3. 12. 7 (火)<br>10 : 30～11 : 30  | 別館 2 階会議室 | 20 人 | 要事前登録<br>(12/3 の 17 時まで)  |
| R3. 12. 7 (火)<br>15 : 00～16 : 00  | 別館 2 階会議室 | 20 人 | 要事前登録<br>(12/3 の 17 時まで)  |

(7) 年末調整に係る関係用紙について

(法人課税部門)

年末調整に係る関係用紙については、各源泉徴収義務者に対しすでに発送し、また、税務署の窓口にも備え付けましたので、関与先から用紙が不足している等の問い合わせがあった場合には、国税庁のホームページからダウンロードしていただくか、税務署の窓口まで取りに来ていただけるようご指導ください。

なお、公益社団法人 熊谷法人会の主催により、次のとおり年末調整説明会を実施いただくこととなりましたので、ご承知願います。

| 開催日時                              | 場所                   | 定員     |
|-----------------------------------|----------------------|--------|
| R3. 11. 10 (水)<br>13 : 30～15 : 00 | ガーデンパレス<br>(熊谷市)     | 60 名程度 |
| R3. 11. 17 (水)<br>13 : 30～15 : 00 | 埼玉グランドホテル深谷<br>(深谷市) | 60 名程度 |

(8) 扶養控除等の見直し依頼文書の発送について

(法人課税部門)

給与の受給者のうち、扶養控除等の誤りが見込まれる源泉徴収義務者に対しましては、見直しの依頼文書(約 250 件)を発送しておりますので、関与先から質問等があった場合には、ご指導いただけますようお願いいたします。

添付書類

税を考える週間～関東信越国税局長からのメッセージ配信～

## 5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

### (1) 令和4年度(令和3年分)給与支払報告書(総括表)の発送について(個人住民税)

イ 発送予定日 令和3年12月1日(熊谷市)  
令和3年12月3日(深谷市)  
令和3年12月1日(寄居町)

ロ 発送対象者 前年度に給与支払報告書の提出があった事業所等(eLTAX又は光ディスク等による提出のあった事業所等を除く。)

ハ 提出期限 令和4年1月31日

令和4年度(令和3年分)給与支払報告書(総括表)を上記の予定で発送いたします。必要事項を記入の上、個人別明細書と合わせて御提出いただくようお願いいたします。

なお、新規事業所等におきまして必要となる場合、御連絡をいただければ送付いたします。また、ホームページからもダウンロードできます。

関与先から質問等があった場合には御指導くださるようお願いいたします。

### (2) 令和4年度固定資産税償却資産申告書等の発送について (固定資産税)

イ 発送予定日 令和3年11月30日(熊谷市)  
令和3年12月10日(深谷市)  
令和3年12月20日(寄居町)

ロ 申告受付内容 令和4年度固定資産税償却資産申告書等

ハ 申告期限 令和4年1月31日(熊谷市・深谷市・寄居町)

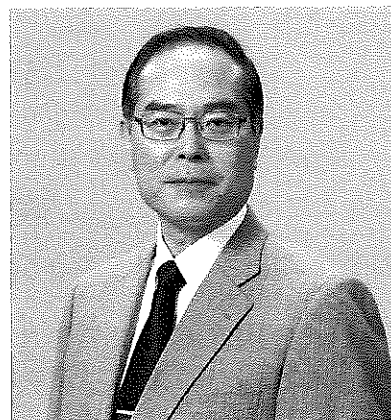
令和3年「税を考える週間」特別配信

# 関東信越国税局長メッセージ

局長 成田 耕二  
なりた こうじ

## 【主な経歴】

昭和62年4月 大蔵省入省  
平成5年7月 豊岡税務署長  
(略)  
28年6月 中国財務局長  
29年6月 株式会社日本政策投資銀行  
取締役常務執行役員  
令和元年7月 仙台国税局長  
2年7月 財務省大臣官房  
サイバーセキュリティ・情報化審議官  
3年7月 現職



税を考える週間を迎えるに当たり成田局長からのメッセージを動画配信しています。  
インターネットで「関東信越国税局からのお知らせ」と検索してご覧ください。



こちらのQRコードからも  
ご覧いただくことができます。 ⇒



## 【参考】

「税を考える週間」講演会資料（国税庁作成）はこちら⇒



※1 上記QRコードはリンク切れになることがあります。

※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェブ  
の登録商標です。

## ●●●● 国税庁のデジタル化の取組 ●●●●

### 年末調整

年調ソフト  
で  
効率化



### 確定申告

スマホ  
で  
作成・申告



### 税の相談

チャットボット  
で  
すぐ回答



### 税の納付

キャッシュレス  
で  
らくらく決済





令和3年11月5日

関東信越税理士会  
熊谷支部長 中野 敦夫 様

熊谷税務署長  
春日 裕司

### インボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度については、10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

税理士の皆様には、改めて関与先事業者インボイス制度を周知いただくとともに、制度開始に向けた事業者の方の準備に資するよう、早期の登録申請をお願いいたします。

登録申請に当たっては、申請から登録通知の受領まで手続きがスムーズに行え、かつ、ペーパーレス化が図られるe-Taxの御利用を是非お願いいたします。

また、国税庁ではインボイス制度の登録申請開始に係る記事下広告を別添のとおり作成しましたので、貴支部の広報誌へ掲載いただくなど周知広報に御協力をお願いいたします。

#### ○御参考

登録申請受付開始に併せて、本年10月より以下の情報を国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」に掲載しております。

- ・Web-Tax-TV「適格請求書発行事業者の登録申請はe-Taxで！」
- ・公表サイトの案内



令和3年11月5日

関東信越税理士会  
熊谷支部長 中野 敦夫 様

熊谷税務署長  
春日 裕司

### 代理送信を行う際のマニュアル等の周知等について（協力依頼）

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度については、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。

国税庁では、より税理士の皆様にe-Taxを御利用いただけるよう、e-Taxソフト(WEB版)で登録申請手続の代理送信を行う際のマニュアルや代理送信に関するよくある質問等（以下「代理送信マニュアル等」という。）を作成いたしました。

つきましては、貴支部において、代理送信マニュアル等を税理士の皆様に周知いただきませう御協力の程よろしくお願いいたします。

#### <代理送信マニュアル等のリンク先>

- 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル<税理士代理送信版>（別添1）  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei14.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei14.pdf)
- e-Taxソフト(WEB版)を利用した代理送信に関するよくある質問（別添2）  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei17.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei17.pdf)
- <インボイス制度>メールアドレス・宛名登録マニュアル（別添3）  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei15.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei15.pdf)
- <インボイス制度>登録通知データ確認マニュアル（別添4）  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice\\_shinei16.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/invoice_shinei16.pdf)

令和4年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引

埼玉県熊谷市

本市税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになります。（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）

つきましては、当冊子を御参照いただき、同封いたしました償却資産申告書等に必要事項を御記入の上、下記提出期限までに御提出をお願いいたします。

### 〔目次〕

|     |             |       |
|-----|-------------|-------|
| I   | 償却資産の申告について | 2～3   |
| II  | 申告対象となる償却資産 | 4～8   |
| III | 償却資産の評価について | 9     |
| IV  | その他         | 10～11 |
|     | 申告書の書き方     | 12～16 |

電話などによる口頭での申告は受け付けておりません。また、他部署へ廃業などの申告をしている場合でも、償却資産につきましては改めて申告をお願いいたします。

**提出期限：令和4年1月31日（月）**

※新型コロナウイルス感染症対策のため、電子申告又は郵送での申告に御協力をお願いいたします。また、申告時は次のことに注意してください。

- ・郵送で申告を行う方で、控の返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・特例適用資産のある方は、申告に要する資料の全てを一括して提出してください。

※申告書への押印は、不要となりました。



〈提出先・お問合わせ先〉

熊谷市総務部資産税課家屋係

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048(524)1111（内線）252, 253, 370

※提出に限り各行政センター（大里・妻沼・江南）

でも受け付けています。

# I 償却資産の申告について

## 1 申告していただく方

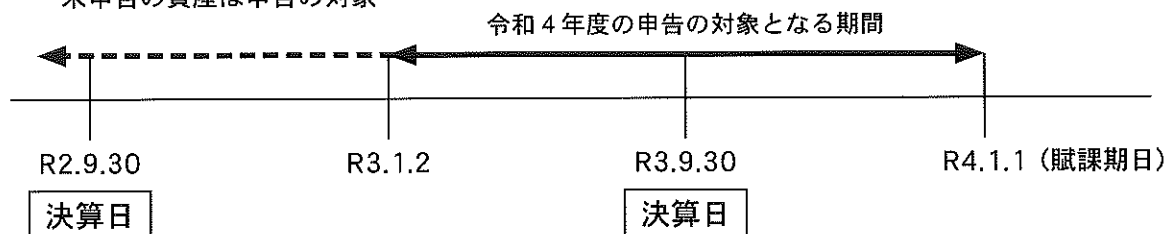
工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け等、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の資産状況を償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっています。ただし、地方税法第742条（大規模の償却資産の指定等）の規定に基づき、道府県知事が指定した償却資産については、当該道府県知事に申告していただきます。

## 2 提出する書類

|                  |                                                                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出する申告用紙         | ①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）<br>③種類別明細書（減少資産）※同封しておりません。市ホームページでダウンロードすることができます。                                                                                                      |
| 申告対象となる資産        | 令和4年1月1日現在、熊谷市内に所在し、事業の用に供することができる全償却資産                                                                                                                                              |
| （前年度までに申告されている方） | ①令和3年1月2日から令和4年1月1日までの増加及び減少資産（ただし、令和3年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについては、これを含めてください。）（下の例を参照）<br>②法人にあっては、特に決算日以降の増加及び減少資産についても、令和4年1月1日以前の増加又は減少である場合、申告対象となりますので、漏れのないように御注意ください。（下の例を参照） |

（例）1年決算法人で、決算日が9月30日の場合

過年に取得した資産でも  
未申告の資産は申告の対象



## 3 記入事項

|                                   |                                                            |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 取得・移動による受入れ・未申告資産がある場合            | ②種類別明細書（増加資産・全資産用）へ記入し、提出してください。                           |
| 売却・滅失・移動・修正                       | ②種類別明細書（増加資産・全資産用）へ二重線で削除する、又は、③種類別明細書（減少資産）を作成し、提出してください。 |
| 該当する資産のない場合                       | 申告書右下の「18資産について」欄の「資産なし」を○で囲んで提出してください。                    |
| 前年度までに申告されていて、年度内に増加及び減少資産がなかった場合 | 申告書右下の「18資産について」欄の「増減なし」を○で囲んで提出してください。                    |
| 休業・廃業・解散・市外転出                     | 申告書右下の「19異動事項」欄の該当事項を○で囲み、異動年月を記入し、提出してください。               |

・熊谷市が送付した明細書を使用する場合は、12ページ以降の記入例をご覧ください。

#### 4 電算処理により全資産申告をされる場合

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>償却資産申告書</p>                | <p>①全国統一様式（第26号様式）により、記載事項の全てを記載してください。</p> <p>②評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、必ず記載してください。</p> <p>③所有者コードは、納税義務者番号と同一です。わかる限りにおいて記載してください。（送付した申告書の右上「所有者コード」欄に印字されている場合もあります。）</p>                                                                                                                                      |
| <p>種類別明細書<br/>（増加資産・全資産用）</p> | <p>①必ず全資産を申告をしてください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。）</p> <p>②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。</p> <p>③全資産について、価額（評価額）を記載してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（<u>特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、御協力をお願いします。</u>）</p> <p>⑤評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。</p> <p>⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区別して申告してください。</p> |

#### 電子申告の御案内

熊谷市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」による申告を受け付けています。電子申告には次のメリットがあります。

- (1) インターネットを通じて自宅やオフィスで簡単に申告手続きができます。
- (2) 複数の地方公共団体への申告が、一度にまとめてできます。
- (3) 市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。（ただし、eLTAX対応のソフトに限ります。）

eLTAX（電子申告）による申告………<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXを御利用される場合は、必ず評価額、決定価格、課税標準額の御入力をお願いします。

#### 申告の御相談について

申告すべき資産かどうか、御判断に迷われている方に対して、窓口や電話での申告相談を受け付けています。御相談の際には、資産の取得価額（設置費などの付帯費の額を含めた総費用）のわかる資料を御用意ください。

また、「申告書の書き方がわからない」という場合にも、遠慮なく御相談ください。

## II 申告対象となる償却資産

### 1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合などにおいても、償却資産に該当します。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

|                                                 | 取得価額             | 国税の取扱い      | 固定資産税（償却資産）の取扱い |
|-------------------------------------------------|------------------|-------------|-----------------|
| 個人の場合<br>(平成11年1月1日以後<br>に取得した資産)               | 10万円未満           | 必要経費        | 申告対象外           |
|                                                 | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間一括償却     | 申告対象外           |
|                                                 |                  | 減価償却        | <u>申告対象</u>     |
|                                                 | 20万円以上           | 減価償却        | <u>申告対象</u>     |
| 法人の場合<br>(平成10年4月1日以後<br>に開始された事業年度に<br>取得した資産) | 10万円未満           | 損金算入        | 申告対象外           |
|                                                 |                  | 3年間一括償却     | 申告対象外           |
|                                                 |                  | 減価償却        | <u>申告対象</u>     |
|                                                 | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間一括償却     | 申告対象外           |
|                                                 |                  | 減価償却        | <u>申告対象</u>     |
| 20万円以上                                          | 減価償却             | <u>申告対象</u> |                 |

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 美術品など（時の経過によりその価値が減少しない書画や骨とう）

※ただし、平成27年1月1日以降に取得した、取得価額が1点100万円未満のものや、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは、申告の対象です。

- ⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は、申告対象です。）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

| 資産の種類 |                 | 主な償却資産の内容                                                                                                                                                                            |
|-------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種   | 構 築 物           | 駐車場の舗装、屋外看板等の広告設備、門、塀、外灯、緑化設備等                                                                                                                                                       |
|       | 建 物 附 属 設 備     | 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等<br>*詳しくは7ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】を御参照ください。<br>建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した内装、造作、建築設備（特定附帯設備）<br>*詳しくは8ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を御参照ください。 |
| 第2種   | 機 械 及 び 装 置     | 製造機械設備・工作機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09及び000～099」）、駐車場機械装置等                                                                                   |
| 第3種   | 船 舶             | モーターボート等                                                                                                                                                                             |
| 第4種   | 航 空 機           | 飛行機、ヘリコプター等                                                                                                                                                                          |
| 第5種   | 車 両 及 び 運 搬 具   | フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに構内運搬車等                                                                                            |
| 第6種   | 工 具、器 具 及 び 備 品 | 机、いす、キャビネット、金庫、パソコン、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、ルームエアコン、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具                                                                                                                |

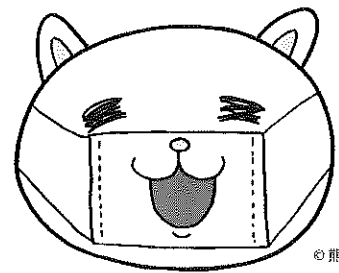
### 3 業種ごとの主な償却資産の例

( ) 内の数字は、各資産の耐用年数です。

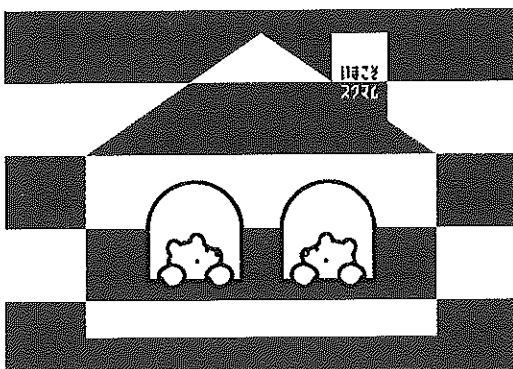
| 業 種              | 主 な 償 却 資 産                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 共 通              | タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、広告用看板(10)、コンクリート敷の舗装路面(15)、アスファルト敷の舗装路面(10)、ほか |
| 飲 食 業            | 食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、ほか                                                                                                                                 |
| 理 ・ 美 容 業        | 理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、ほか                                                                                                             |
| ク リ ー ニ ン グ 業    | 洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、ほか                                                                                                                         |
| 小 売 業<br>食肉鮮魚販売業 | 冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、ほか                                                                                                |
| 医 院 ・ 歯 科 医 院    | レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、ほか                                                                                                     |
| 不 動 産 貸 付 業      | 金属製の塀(10)、コンクリート造の塀(10)、緑化施設(20)、太陽光発電設備(17)、ほか                                                                                                                       |

※耐用年数については、国税庁のホームページを御参照ください。

～メモ～



©熊谷市



©熊谷市



#### 4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なものなど）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

#### ・家屋と償却資産の区分表

| 設備等の種類  | 設備等の分類                                                                                                                         | 設備等の内容                                            | 家屋と設備等の所有関係 |      |       |      |   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|------|-------|------|---|
|         |                                                                                                                                |                                                   | 同じ場合        |      | 異なる場合 |      |   |
|         |                                                                                                                                |                                                   | 家屋          | 償却資産 | 家屋    | 償却資産 |   |
| 建築工事    | 内装・造作等                                                                                                                         | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式                                | ○           |      |       | ◎    |   |
| 電気設備    | 受変電設備                                                                                                                          | 設備一式                                              |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         | 予備電源設備                                                                                                                         | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備                               |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         | 中央監視設備                                                                                                                         | 設備一式                                              |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         | 電灯コンセント設備、<br>照明器具設備                                                                                                           | 屋外設備一式                                            |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 屋内設備一式                                            |             | ○    |       |      | ◎ |
|         | 電力引込設備                                                                                                                         | 引込工事                                              |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         | 動力配線設備                                                                                                                         | 特定の生産又は業務用設備                                      |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 上記以外の設備                                           |             |      |       |      | ◎ |
|         | 電話設備                                                                                                                           | 電話機、交換機等の機器                                       |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 配管・配線、端子盤等                                        |             | ○    |       |      | ◎ |
|         | LAN設備                                                                                                                          | 設備一式                                              |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         | 放送・拡声設備                                                                                                                        | マイク、スピーカー、アンプ等の機器                                 |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 配管・配線等                                            |             | ○    |       |      | ◎ |
|         | 監視カメラ（ITV）設備                                                                                                                   | 受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器                             |             |      | ◎     |      | ◎ |
| 配管・配線等  |                                                                                                                                |                                                   | ○           |      |       | ◎    |   |
| 避雷設備    | 設備一式                                                                                                                           |                                                   | ○           |      |       | ◎    |   |
| 火災報知設備  | 設備一式                                                                                                                           |                                                   | ○           |      |       | ◎    |   |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備                                                                                                                          | 屋外設備、引込工事、<br>特定の生産又は業務用設備                        |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         |                                                                                                                                | 屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等                              | ○           |      |       | ◎    |   |
|         | 給湯設備                                                                                                                           | 局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）                               |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 局所式給湯設備（ユニットバス用、<br>床暖房用等）、中央式給湯設備                |             | ○    |       |      | ◎ |
|         | ガス設備                                                                                                                           | 屋外設備、引込工事、<br>特定の生産又は業務用設備                        |             | ◎    |       | ◎    |   |
| 衛生設備    | 屋内の配管等                                                                                                                         | ○                                                 |             |      | ◎     |      |   |
| 消火設備    | 設備一式（洗面器、大小便器等）                                                                                                                | 消火器、避難器具、ホース<br>及びノズル、ガスボンベ等                      |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         |                                                                                                                                | 消火栓、スプリンクラー設備等                                    | ○           |      |       | ◎    |   |
| 空調設備    | 空調設備                                                                                                                           | ルームエアコン（壁掛式）、<br>特定の生産又は業務用設備                     |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         |                                                                                                                                | 上記以外の設備                                           | ○           |      |       | ◎    |   |
|         | 換気設備                                                                                                                           | 特定の生産又は業務用設備<br>上記以外の設備                           | ○           |      | ◎     |      | ◎ |
| その他の設備  | 運搬設備                                                                                                                           | 工場用ベルトコンベア、垂直搬送機                                  |             | ◎    |       | ◎    |   |
|         |                                                                                                                                | エレベーター、エスカレーター、<br>小荷物専用昇降機（ダムウエーター）等             | ○           |      |       | ◎    |   |
|         | 厨房設備                                                                                                                           | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・<br>百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 |             |      | ◎     |      | ◎ |
|         |                                                                                                                                | 上記以外の設備                                           | ○           |      |       | ◎    |   |
| その他の設備  | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、<br>POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、<br>袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備<br>（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、<br>メールボックス、カーテン・ブラインド等 |                                                   |             | ◎    |       | ◎    |   |
| 外構工事    | 外構工事                                                                                                                           | 工事一式（門・塀・緑化施設等）                                   |             | ◎    |       | ◎    |   |

## 5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

### 附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

|   | 取付者              | 附帯設備                        | 課税区分 | 納税義務者            |
|---|------------------|-----------------------------|------|------------------|
| ① | 家屋所有者<br>(ビル賃貸業) | 内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 | 家屋   | 家屋所有者<br>(ビル賃貸業) |
| ② | 家屋所有者<br>(ビル賃貸業) | 受変電設備                       | 償却資産 | 家屋所有者<br>(ビル賃貸業) |
| ③ | テナント事業者          | 看板                          | 償却資産 | テナント事業者          |
| ④ | テナント事業者          | 内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備 | 償却資産 | テナント事業者          |

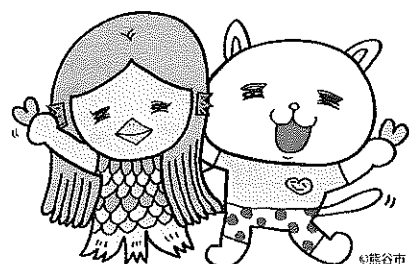
## 6 リース資産と納税義務者

平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社など）が申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

| リース契約の内容                                 | 資産を借りている人           | 資産を貸している人             |
|------------------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 通常の賃貸借契約によるリース資産<br>(所有権移転外ファイナンス・リースなど) | ×<br>(申告不要)         | ○<br>(資産の所在地の市町村長へ申告) |
| 売買にあたるようなリース資産                           | ○<br>(自己の資産として申告必要) | ×<br>(申告不要)           |

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。



### Ⅲ 償却資産の評価について

#### 1 償却資産の評価と課税について

##### (1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

##### (2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

##### 評価額の計算方法

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 前年中に取得した資産 | 取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）   |
| 前年前に取得した資産 | 前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの） |

\*減価残存率については16ページの表を使用します。

##### ◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じて計算します。

2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

##### 計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

| 資産の名称等            | 取得年月  | 取得価額       | 耐用年数 | 令和4年度評価額                                                                                                     |
|-------------------|-------|------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 舗装路面<br>(コンクリート敷) | R3.9  | 2,700,000円 | 15年  | 2,700,000円<br>×0.929（減価残存率・前年中取得）<br>=2,508,300円（令和4年度評価額）                                                   |
| ルームエアコン           | R2.11 | 500,000円   | 6年   | 500,000円<br>×0.840（減価残存率・前年中取得）<br>=420,000円（令和3年度評価額）<br>420,000円×0.681（減価残存率・前年前取得）<br>=286,020円（令和4年度評価額） |

##### (3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

※課税標準額とは熊谷市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

##### (4) 免税点

課税標準となるべき額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

## IV その他

### 1 非課税となる資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。非課税となる資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

### 2 課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

#### 課税標準の特例資産の例（一部抜粋）

※ 各条項は令和3年8月1日現在のものです。

| 特例対象資産                        | 地方税法<br>取得時期                         | 特例率                     | 添付書類                                                                                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス事業用資産                       | 第349条の3<br>第2項<br>H29.4.1～           | 最初の5年間1/3<br>その後の5年間2/3 | ガス事業法に基づく許可書の写し                                                                                           |
| 汚水又は廃液処理施設                    | 附則第15条<br>第2項第1号<br>R2.4.1～R4.3.31   | 1/2（*1）                 | 特定施設設置（使用、変更）届出書の写し                                                                                       |
| 特定再生可能エネルギー発電設備（太陽光1,000kw未満） | 附則第15条<br>第27項第1号イ<br>R2.4.1～R4.3.31 | 最初の3年間<br>2/3（*1）       | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し                                                                             |
| 先端設備等                         | 附則第64条<br>R3.4.1～R5.3.31             | 最初の3年間<br>零（*1）         | ・先端設備等導入計画の申請書の写し（先端設備等導入計画を含む）<br>・先端設備等導入計画の認定書の写し<br>・工業会等による仕様等証明書の写し<br>※リース会社が申請する場合は追加で書類が必要となります。 |

\*1 地方自治体が特例率を条例で定める「わがまち特例（地方決定型地方税制特例措置）」

### 3 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び熊谷市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、御注意ください。

# 申告書の書き方

## (1) 申告の方法

- 統一様式の内紙による申告をお願いいたします。
- 電子計算機処理による全資産申告の場合は、賦課期日現在における全資産を資産の種類ごとに取得価額、評価額、決定価格及び課税標準額について申告してください。また、明細ごとに申告する場合は増加資産、減少資産及び修正のある資産について申告してください。

## (2) 償却資産申告書の書き方

### ① 申告書

|                                                                                 |                                     |                                 |                        |                                             |  |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|---------------------------------------------|--|
| 令和 年 月 日<br>埼玉県熊谷市長宛                                                            |                                     | 令和 年度<br>償却資産申告書（償却資産課税台帳）      |                        | *所有者コード                                     |  |
|                                                                                 |                                     |                                 |                        |                                             |  |
| 受付印<br>所<br>有<br>者                                                              | 1 住所<br>(ふりがな)<br>①<br>(又は納税通知書送達先) | 3 個人番号又は法人番号                    | 8 短縮耐用年数の承認            | 有・無                                         |  |
|                                                                                 | (電話)                                | 4 事業種目<br>(資本等の金額)              | 9 増加償却の届出              | 有・無                                         |  |
| 2 氏名<br>(ふりがな)<br>②<br>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)                                    | (屋号)                                | 5 事業開始年月<br>年 月                 | 10 非課税該当資産             | 有・無                                         |  |
|                                                                                 | (電話)                                | 6 この申告に<br>応答する者の<br>氏名<br>(電話) | 11 課税標準の特例             | 有・無                                         |  |
|                                                                                 |                                     | 7 税理士等の<br>氏名<br>(電話)           | 12 特別償却又は圧縮記帳          | 有・無                                         |  |
|                                                                                 |                                     |                                 | 13 税務会計上の償却方法          | 定率法・定額法                                     |  |
|                                                                                 |                                     |                                 | 14 青色申告                | 有・無                                         |  |
| 資産の種類<br>前年までに取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)           |                                     | ⑦ 15番内における<br>事業所等資産の<br>所在地    |                        | ① .....<br>② .....<br>③ .....               |  |
| 1 構築物<br>2 機械及び装置<br>3 船舶<br>4 航空機<br>5 車両及び搬送機<br>6 工具、器具及び備品<br>7 合計          | 16 借用資産<br>⑧ (有・無)                  | 17 事業所用家屋の所有区分<br>自己所有・借家       |                        | 18 資産について<br>⑨ 異動事項<br>19 備考(名称・住所変更・添付書類等) |  |
| 資産の種類<br>1 構築物<br>2 機械及び装置<br>3 船舶<br>4 航空機<br>5 車両及び搬送機<br>6 工具、器具及び備品<br>7 合計 | 評価額 (ホ)<br>十位 百万 千 円                | 決定価額 (ヘ)<br>十位 百万 千 円           | 課税標準額 (ト)<br>十位 百万 千 円 | 増減なし<br>資産なし<br>異動年月<br>年 月                 |  |

第二十六号様式 (提出用)

※の欄(所有者コード)は記入しないでください。

#### ① 1 住所

法人の場合は、納税通知書等の送付先、個人の場合は、所有者の住所を記入し、ふりがなをつけてください。住所が違っていた場合又は移転した場合は、訂正してください。

#### ② 2 氏名

法人の場合は、その法人名・代表者の氏名を、個人の場合は、所有者の氏名・屋号を記入し、ふりがなをつけてください。氏名が違っていた場合は、訂正してください。

#### ③ 3 個人番号又は法人番号

所有者の個人番号又は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記入する場合には、左側を1字空けて記入してください。

② 種類別明細書

| 令和 年度       |                        | 種類別明細書(増加資産・全資産用) |                                 |        |                                 |                       |        |   |   |                       |                            | ② 所有者名 |        | 枚のうち |   |                                                |                       |                       |        |
|-------------|------------------------|-------------------|---------------------------------|--------|---------------------------------|-----------------------|--------|---|---|-----------------------|----------------------------|--------|--------|------|---|------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| ① 所有者コード    |                        |                   |                                 |        |                                 |                       |        |   |   |                       |                            |        |        | 枚目   |   |                                                |                       |                       |        |
| 行<br>番<br>号 | 資産<br>の<br>種<br>類<br>④ | 資産<br>コ<br>ー<br>ド | 資<br>産<br>の<br>名<br>称<br>等<br>⑤ | 数<br>量 | 取<br>得<br>年<br>月<br>⑥<br>年<br>月 | 取<br>得<br>価<br>額<br>⑦ |        |   |   | 耐<br>用<br>年<br>数<br>⑧ | 減<br>価<br>残<br>存<br>率<br>⑩ | 価<br>額 |        |      |   | 課<br>税<br>標<br>準<br>額<br>の<br>特<br>例<br>率<br>⑨ | 課<br>税<br>標<br>準<br>額 | 増<br>加<br>事<br>由<br>⑩ | 摘<br>要 |
|             |                        |                   |                                 |        |                                 | 十<br>億                | 百<br>万 | 千 | 円 |                       |                            | 十<br>億 | 百<br>万 | 千    | 円 |                                                |                       |                       |        |
| 01          | ③                      |                   |                                 |        |                                 |                       |        |   |   | 0.                    |                            |        |        |      |   |                                                |                       | 1・2<br>3・4            |        |
| 02          |                        |                   |                                 |        |                                 |                       |        |   |   | 0.                    |                            |        |        |      |   |                                                |                       | 1・2<br>3・4            |        |
| 03          |                        |                   |                                 |        |                                 |                       |        |   |   | 0.                    |                            |        |        |      |   |                                                |                       | 1・2<br>3・4<br>1・2     |        |

第二十六号様式別表一(提出用)

- ①所有者コード……記入しないでください。
- ②所有者名……法人名、所有者氏名を必ず記入してください。
- ③資産の種類……「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。
- ④資産コード……記入しないでください。
- ⑤資産の名称等……資産の品名及び型式等を漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使って、左から順次記入してください。
- ⑥取得年月……年号は「1. 明治」、「2. 大正」、「3. 昭和」、「4. 平成」、「5. 令和」の対応する1から5までの数字を記入してください。また、実際に取得した年月を記入してください。
- ⑦取得価額……償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの付帯費の額も含む）を記入してください。
- ⑧耐用年数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数によるものにあつては当該耐用年数を記入してください。
- ⑨増加事由……1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入れ、4. その他のいずれかに○印をつけてください。
- ⑩摘要……課税標準の特例が適用される資産を新規に申告される場合は、関係条項を記入してください。また、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産の場合は「省令改正」と記入してください。

㊦前年中（令和3年中）に資産の増加があった場合

白紙の種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有者名、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、特例のある場合は関係条項を記入してください。なお、名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用し、左から順次記入してください。

令和 4 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

| ※所有者<br>コード |                    | 所有者名<br>〇〇産業 |        |      |   |                          |          |                  |                     |                          |                         | 枚のうち<br>枚目 |    |
|-------------|--------------------|--------------|--------|------|---|--------------------------|----------|------------------|---------------------|--------------------------|-------------------------|------------|----|
| 行<br>番号     | 資産<br>の種類<br>資産コード | 資産の名称等       | 数<br>量 | 取得年月 |   | (イ)<br>取得価額<br>十位 百万 千 円 | 耐用<br>年数 | (ロ)<br>減価<br>残存率 | 価<br>額<br>十位 百万 千 円 | (ハ)※<br>課税標準<br>の特例<br>率 | ※<br>課税標準額<br>十位 百万 千 円 | 増加<br>事由   | 摘要 |
|             |                    |              |        | 年    | 月 |                          |          |                  |                     |                          |                         |            |    |
| 01          | 1                  | 看板工事         | 1      | 5    | 4 | 277 100                  | 20       | 0.               |                     |                          |                         | ①-2<br>3-4 |    |
| 02          |                    |              |        |      |   |                          |          | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4 |    |
| 03          | 2                  | セメント製造設備     | 1      | 5    | 4 | 500 000                  | 9        | 0.               |                     |                          |                         | ①-2<br>3-4 |    |
| 04          |                    |              |        |      |   |                          |          | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4 |    |
| 05          |                    |              |        |      |   |                          |          | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4 |    |

①前年中（令和3年中）に資産の減少があった場合

全部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、資産の名称等から価額までを2本線で消し、摘要欄に減少理由、年月を記入してください。①（「資産の種類」「資産コード」上には、2本線を引かないでください。）

一部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、数量、取得価額のみを2本線で消し、残った分を下欄に記入してください。②

令和 4 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

| ※所有者<br>コード |                    | 所有者名<br>〇〇産業    |              |              |               |                          |               |                  |                     |                          |                         | 3枚のうち<br>1枚目 |                 |
|-------------|--------------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|--------------------------|---------------|------------------|---------------------|--------------------------|-------------------------|--------------|-----------------|
| 行<br>番号     | 資産<br>の種類<br>資産コード | 資産の名称等          | 数<br>量       | 取得年月         |               | (イ)<br>取得価額<br>十位 百万 千 円 | 耐用<br>年数      | (ロ)<br>減価<br>残存率 | 価<br>額<br>十位 百万 千 円 | (ハ)※<br>課税標準<br>の特例<br>率 | ※<br>課税標準額<br>十位 百万 千 円 | 増加<br>事由     | 摘要              |
|             |                    |                 |              | 年            | 月             |                          |               |                  |                     |                          |                         |              |                 |
| 01          | 1                  | <del>看板工事</del> | <del>1</del> | <del>4</del> | <del>28</del> | <del>277 100</del>       | <del>20</del> | <del>0.981</del> | <del>165 094</del>  |                          |                         | 1-2<br>3-4   | R3.10.1<br>取り壊し |
| 02          |                    |                 |              |              |               |                          |               | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4   |                 |
| 03          | 6                  | ノートパソコン         | 2            | 4            | 5             | 256 000                  | 4             | 0.562            | 19 991              |                          |                         | 1-2<br>3-4   | R3.10.1<br>一部売却 |
| 04          |                    |                 | 1            |              |               | 128 300                  |               | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4   |                 |
| 05          | 6                  | 冷暖房機            | 1            | 4            | 3             | 160 100                  | 6             | 0.681            | 28 923              |                          |                         | 1-2<br>3-4   |                 |

②資産の名称等を修正する場合

リストに打ち出された名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に誤りがあった場合、訂正部分を2本線で消し、正しいものを下欄に記入してください。

令和 4 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

| ※所有者<br>コード |                    | 所有者名<br>〇〇産業    |              |              |               |                          |               |                  |                     |                          |                         | 3枚のうち<br>2枚目 |    |
|-------------|--------------------|-----------------|--------------|--------------|---------------|--------------------------|---------------|------------------|---------------------|--------------------------|-------------------------|--------------|----|
| 行<br>番号     | 資産<br>の種類<br>資産コード | 資産の名称等          | 数<br>量       | 取得年月         |               | (イ)<br>取得価額<br>十位 百万 千 円 | 耐用<br>年数      | (ロ)<br>減価<br>残存率 | 価<br>額<br>十位 百万 千 円 | (ハ)※<br>課税標準<br>の特例<br>率 | ※<br>課税標準額<br>十位 百万 千 円 | 増加<br>事由     | 摘要 |
|             |                    |                 |              | 年            | 月             |                          |               |                  |                     |                          |                         |              |    |
| 01          | 1                  | <del>看板工事</del> | <del>1</del> | <del>4</del> | <del>24</del> | <del>277 100</del>       | <del>20</del> | <del>0.891</del> | <del>104 014</del>  |                          |                         | 1-2<br>3-4   |    |
| 02          |                    | 本店看板工事          |              |              |               |                          |               | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4   |    |
| 03          | 6                  | 冷暖房機            | 1            | 4            | 3             | 160 100                  | 6             | 0.681            | 8 005               |                          |                         | 1-2<br>3-4   |    |
| 04          |                    |                 |              |              |               |                          |               | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4   |    |
| 05          |                    |                 |              |              |               |                          |               | 0.               |                     |                          |                         | 1-2<br>3-4   |    |

## 実地調査への協力をお願い

地方税法第353条及び第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 実地調査とは

実地調査においては、地方税法第353条（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）を根拠として、納税義務者等に対し、固定資産税の徴収に関する調査のために質問するとともに、帳簿書類・現物等を確認することができます。具体的には、減価償却資産明細書や固定資産台帳などの減価償却資産の内訳のわかるものを提供していただき、固定資産税（償却資産）の申告内容と突合します。また、現地の状態との異なりがないことを確認します。

## 減価残存率表

| 耐用年数 | 減価残存率                  |                        | 耐用年数 | 減価残存率                  |                        | 耐用年数 | 減価残存率                  |                        |
|------|------------------------|------------------------|------|------------------------|------------------------|------|------------------------|------------------------|
|      | 前年中 <sup>㉔</sup> 取得のもの | 前年前 <sup>㉕</sup> 取得のもの |      | 前年中 <sup>㉔</sup> 取得のもの | 前年前 <sup>㉕</sup> 取得のもの |      | 前年中 <sup>㉔</sup> 取得のもの | 前年前 <sup>㉕</sup> 取得のもの |
| 2    | 0.658                  | 0.316                  | 21   | 0.948                  | 0.896                  | 41   | 0.972                  | 0.945                  |
| 3    | 0.732                  | 0.464                  | 22   | 0.950                  | 0.901                  | 42   | 0.973                  | 0.947                  |
| 4    | 0.781                  | 0.562                  | 23   | 0.952                  | 0.905                  | 43   | 0.974                  | 0.948                  |
| 5    | 0.815                  | 0.631                  | 24   | 0.954                  | 0.908                  | 44   | 0.974                  | 0.949                  |
| 6    | 0.840                  | 0.681                  | 25   | 0.956                  | 0.912                  | 45   | 0.975                  | 0.950                  |
| 7    | 0.860                  | 0.720                  | 26   | 0.957                  | 0.915                  | 46   | 0.975                  | 0.951                  |
| 8    | 0.875                  | 0.750                  | 27   | 0.959                  | 0.918                  | 47   | 0.976                  | 0.952                  |
| 9    | 0.887                  | 0.774                  | 28   | 0.960                  | 0.921                  | 48   | 0.976                  | 0.953                  |
| 10   | 0.897                  | 0.794                  | 29   | 0.962                  | 0.924                  | 49   | 0.977                  | 0.954                  |
| 11   | 0.905                  | 0.811                  | 30   | 0.963                  | 0.926                  | 50   | 0.977                  | 0.955                  |
| 12   | 0.912                  | 0.825                  | 31   | 0.964                  | 0.928                  | 51   | 0.978                  | 0.956                  |
| 13   | 0.919                  | 0.838                  | 32   | 0.965                  | 0.931                  | 52   | 0.978                  | 0.957                  |
| 14   | 0.924                  | 0.848                  | 33   | 0.966                  | 0.933                  | 53   | 0.978                  | 0.957                  |
| 15   | 0.929                  | 0.858                  | 34   | 0.967                  | 0.934                  | 54   | 0.979                  | 0.958                  |
| 16   | 0.933                  | 0.866                  | 35   | 0.968                  | 0.936                  | 55   | 0.979                  | 0.959                  |
| 17   | 0.936                  | 0.873                  | 36   | 0.969                  | 0.938                  | 56   | 0.980                  | 0.960                  |
| 18   | 0.940                  | 0.880                  | 37   | 0.970                  | 0.940                  | 57   | 0.980                  | 0.960                  |
| 19   | 0.943                  | 0.886                  | 38   | 0.970                  | 0.941                  | 58   | 0.980                  | 0.961                  |
| 20   | 0.945                  | 0.891                  | 39   | 0.971                  | 0.943                  | 59   | 0.981                  | 0.962                  |
|      |                        |                        | 40   | 0.972                  | 0.944                  | 60   | 0.981                  | 0.962                  |

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所総務部資産税課  
(償却資産担当) 行



このラベルを切り取り、申告書  
送付の際に封筒に貼り付けて  
御利用くださいにゃ。



## 熊谷支部事務局併設税務相談当番表

| 当番月日         | 当番会員名 | 備考 |
|--------------|-------|----|
| 4. 1. 6 (木)  | 金井千尋  |    |
| 4. 1. 10 (月) | 木村和吉  |    |
| 4. 1. 17 (月) | 栗林昭人  |    |
| 4. 1. 20 (木) | 林 正浩  |    |
| 4. 1. 24 (月) | 原 靖   |    |
| 4. 1. 27 (木) | 蛭川高鋭  |    |
| 4. 1. 31 (月) | 水野敦史  |    |
| 4. 2. 3 (木)  | 森川裕介  |    |
| 4. 2. 7 (月)  | 森戸 裕  |    |
| 4. 2. 10 (木) | 安原宣彦  |    |
| 4. 2. 14 (月) | 秋池正江  |    |
| 4. 2. 17 (木) | 小島久幸  |    |
| 4. 2. 21 (月) | 小林拓人  |    |
| 4. 2. 24 (木) | 須永栄子  |    |
| 4. 2. 28 (月) | 萩原直幸  |    |
| 4. 3. 3 (木)  | 堀越雄司  |    |
| 4. 3. 7 (月)  | 前島義徳  |    |
| 4. 3. 10 (木) | 増田俊樹  |    |
| 4. 3. 14 (月) | 森嶋秀人  |    |
| 4. 3. 17 (木) | 吉田貴之  |    |
| 4. 3. 21 (月) | 相原信夫  |    |
| 4. 3. 28 (月) | 石坂哲也  |    |
| 4. 3. 31 (木) | 大久保匡志 |    |
| 4. 4. 4 (月)  | 熊崎美杉  |    |
| 4. 4. 7 (木)  | 黒須克仁  |    |
| 4. 4. 11 (月) | 小林幹夫  |    |

\*コロナの関係で、今は電話相談になっています

\*午後1時30分～4時00分

\*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください  
(相談があった場合は電話にてご連絡します)

## 埼税協熊谷地域 11 月例会

令和 3 年 11 月 8 日 (月)

### <会務報告>

令和 3 年 10 月 13 日 (水) 提携企業との名刺交換会  
14:00～ 清水園

令和 3 年 10 月 20 日 (水) 熊谷ブロック地域長ブロック別説明会  
13:30～ キングアンバサダーホテル熊谷

令和 3 年 10 月 22 日 (金) 提携企業との名刺交換会  
10:30～ 清水園

### <会務予定>

令和 3 年 11 月 10 日 (水) 日税グループとの協議会  
15:30～ パレスホテル大宮

### <提携企業インフォメーション>